

第 4 3 号議案

足立区印鑑条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 6 年 5 月 3 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区印鑑条例の一部を改正する条例

足立区印鑑条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項及び第 4 項中「回答書」の次に「及び区長が適当と認める書類」を加える。

付 則

この条例は、平成 1 6 年 6 月 1 日から施行する。

（提案理由）

印鑑登録申請時の本人確認を厳密に行う必要があるため、この条例案を提出いたします。